

下請法の運用基準を改正しました！

労務費，原材料費，エネルギーコスト等

コストの上昇を取引価格に反映しない取引は、
下請法上の「買ったたき」に該当するおそれがある
ことを明確化するため、下請法の運用基準を**改正**しました

下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準

買ったたきの事例に該当するものとして、以下を追加。

5 買ったたき

(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったたきに該当するおそれがある。

⋮

ウ 労務費，原材料価格，エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について，価格の交渉の場において明示的に協議することなく，従来どおりに取引価格を据え置くこと。

エ 労務費，原材料価格，エネルギーコスト等のコストが上昇したため，下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず，価格転嫁をしない理由を書面，電子メール等で下請事業者に回答することなく，従来どおりに取引価格を据え置くこと。